

座間市介護保険サービス事業所の開設及び事業所の所在地変更をお考えの皆さまへ

介護保険法に基づく座間市介護保険サービス事業所等の開設及び所在地変更については、介護保険法以外の関係法令の基準に適合していること、地域住民の理解と協力が得られることが必要となります。

建築法令の確認

座間市の場合は神奈川県厚木土木事務所東部センターに御相談ください。

新築建物の利用

建物用途や用途地域等の確認を行ってください。

既存建物の利用

利用建物の使用面積により用途変更が必要となる場合があります。

共同住宅の一部利用

用途変更確認や管理規約等による事業者利用の確認が必要です。(※1)

どの利用形態についても検査済証の確認を行ってください。(※2)

消防法令の確認

座間市の場合は、**座間市消防本部予防課**に御相談ください。

電話で日程調整を行ったうえで、**防火対象物使用開始届出書**作成のための指導を受けてください。この作成により開設しようとしている事業所の消防法上の取扱が確認できます。

特に共同住宅の一部利用では十分な協議を行ってください。

地域住民への事前説明と協調

説明状況は関係法令確認様式1-5記載し、提出してください。

その他の確認事項(※3)

- ・耐震基準に関する確認
- ・アスベストに関する確認
- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていないかの確認
(区域の確認は座間市ホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどを参考にしてください。)

注意:その他の確認事項の結果により一律的に指定を行わないというものではありません。

皆さまが、より安全・安心な地域密着型サービス事業所を開設するための参考としてください。



消太君

- ※1 : 共同住宅の一部利用の場合は関係法令確認様式1-4も必ず提出してください。
- ※2 : 検査済証は建築基準法に適合した建物であることを証明する書類です。必ず確認してください。
- ※3 : 関係法令確認様式1-2に記載し、提出してください。